

刊謬補缺切韻について

岡 井 愼 吾

刊謬補缺切韻の名は切韻を幾種も記して居る新舊唐志にも吾が本朝見在書目録にも見えぬ。然るに其の刊謬補缺切韻が兩種まで學人の手に上るとは聖代の奎運まことにありがたいことだ。

一は内府藏唐寫本刊謬補缺切韻と題するもので、秀水の唐蘭氏が行款も字體も原本のまゝに仿寫して、もと三十八葉のを今四十八葉にして乙丑即ち民國十四年（わが大正十四年）九月に印行せられたもので有る。清室の内府にこの本の有る事は石渠寶笈にも見えて居るさうだ。

一は民國の國立中央研究院歷史語言研究所專刊の二たる燉煌掇瑣の下輯として今回公刊せられたもの。抑々この掇瑣は劉復半農氏が佛國に留學中、巴黎國家圖書館に藏せられる燉煌寫本の中から餘り嵩高ならぬものを抄出せられた百四種を小説、雜文、詩、藝術以上 上輯家宅田地、社會契約、訟訴、官事、婚事、教育、宗教、曆書、迷信、雜事以上 中輯 語言文字下輯に分けて出さるゝもので之も亦民國十四年の末かと思ふに其の上輯が出た。私は此の下輯に切韻の收められるに釣られて餘り必要も無い上輯から購入して下輯の出づるを待った。この間には劉半農氏は物故せ

られたなど、聞いて果して下輯が公にせられるだらうかなど、も危懼したが、去月の京都榎文堂の冊府で其の發刊を知り、早速一部を購つて十年相思の人と相會する如き快に耽つた。因に云ふが此の下輯には切韻の外に小學關係の物五種を收め、且切韻には專冊の校勘記さへ附いて居る。字體にも古體や異體の少からぬを見ると亦本のまゝに仿寫したらしい。

十年待ち續けた間には名が同じいのだもの、内府本そのまゝが出て來るので無いかと思つたり、内府本には缺けた部分が有るから其まで同じい筈は無い、必ず待甲斐の有る物だらうと力瘤を入れ直したりしたことも有つたが、さて劉氏本(檉煌本とか掇瑣本とか云ふべきだが普通の活字で無いから此う呼ぶ)を手にすると、内府本とは全く別途の物といふべく名の同じきが怪しい位、それだけ學人の興味はますます高まる。以下少しく述べよう。

先づ内府本の概略を述べる。開卷には第一卷では

第一行 刊謬補缺切韻並序云々 朝議郎行衢州信安縣尉王仁陶撰

第二行 前德州司戶參軍長孫訥言注 承奉郎行江夏縣主簿裴務齊正字

第三・四行 右四聲五卷大韻總有一百九十五 小韻三千六百七十一 二千一百二十韻 已上都加二百六十五韻 凡六萬

四千四百廿三言 舊二萬二千七百廿三言 新加二萬八千九百言

次 王仁煦序

次 長孫訥言序(廣韻の首にも有るが文章小異)

次 文字の形の近似したもの即ち分毫字様の如きもの

刊謬補缺切韻について(岡井)

次 平聲一(上平)の韻同

が有つて本文となり、第三・四・五卷(第二卷の首は缺く)は韻目より本文。第四・五卷では卷が換つても頁を改めぬが、第二卷の尾は僅に三行を餘すのみだからか頁が改まつて居る。第一卷の七之の後半以下、第二卷の三十三看の前半より前、第三卷の十八吻の後半より四十二有の前半より前までを缺く

廣韻の首には、王仁煦増加字、裴務齊増加字、と、又見在書目錄には、切韻五卷王仁煦撰、切韻五卷裴務齊撰、と出て居り、俱に煦に作るに今は下の連火が無い(劉氏本も又島田翰の古光韻書にも煦に作つて居る)。處が玉篇にこの兩者を同字とあるから何れでもよいのか。第二行に據ると王能撰本に長孫が注を加へ裴が正字して此う成つたと見たいが、廣韻等の記載に従へば長孫の注や裴の正字を取入れた迄の様で有る。但し長孫の序をわざ／＼載せたからには長孫の影響がもつと大きからうとも考へられる、此う考へる時に下の如き事を念ふ。長孫は文字の形體に可なり敏感で有つたらしく、その序文に

弱冠常て顔公の字様(顔師古の撰、貞觀中)を覽て炙の肉に従ふを見てその由を究むるなく(炙は肉が火上に在る尙意字とは究めなかつた)、輒ち形聲ならば固に當に夕に従ふべしと意ひき。其の暗するに及んで(顔に面暗して聽いて見る意か、この序の成つた儀鳳二年は貞觀の末年より二十九年の後)彼乃ち斯に乖く(彼の考は斯の形聲字とするとは違つたの意か)云々、其の紕謬を楷し茲の得失を暗むるに銀鉤創めて閱すれば晋家群を成し、漫櫛行く／＼披けば魯魚貫に盈つ。

と云つた位だから、彼の分毫字様の風のものも長孫の手に成つたので、其を収めたから序文をも載せたので無からうかと。又序に

案と稱するは俱に舊説に非ず

とも有る。王國維氏は嘗て巴黎國民圖書館藏の唐寫本切韻殘卷を印行せられた時に按語あるを以て長孫訥言箋注本の證左とせられたが、この内府本にも東や童や箚や裏の條に連りに按云々の注が有るから之が長孫の注を取入れた痕迹だらうか。

二

劉氏本は卷第三・四・五(五は稍缺く)の卷首と卷二・三・四(四はその痕跡)の卷尾とを存する。卷首は

第一行 刊謬補缺切韻卷第、聲、韻、右卷云々(下に委しく)

第二行 朝議郎行衢州信安縣尉王仁陶字德溫新撰定

第三行以下 韻目

が有つて、本文となり、卷尾は

刊謬補缺切韻卷第二廿八韻首先蘇仙相、前仙然、

同 卷第三缺く上聲五十二韻(韻目を出さず)

(卷第四の分、上缺く) 聲五十七韻(同右)

の二様になつて居る。卷第一の首を缺くからいかなる序などの有つたか、知られぬ。

右卷云々とは

卷第三 右卷一萬二千一十六字二千七十七舊韻四千二百廿一訓卅三或亦五文古二文俗一千三百卅補舊缺訓一

卷第四 右卷一萬二千一十四字、

卷第五 右卷一萬二千七十七字、

刊謬補缺切韻について(岡井)

とあるもので其の巻中の字を舉げて居る。第三の一萬二千十六字は

1、二千七十七は舊韻書に存したもの

四千一百二十一はその訓釋の字數

三十三は或亦の體

五は古文

二は俗字

2、一千三百三十は舊韻書に文字のみ有りて訓釋を缺いたを補へるもの

3、一千一百十五は新に加へた文字

二千八百十二はその訓釋の字數

三百六十七は或亦の體を加へたもの

一十九は正字

三十一は通俗字

四は本（この一字の義未だ明らめ得ず）

で有る如くに詳に其の數を算へて有る。内府本が五卷の總數を、劉氏本が各卷の數を出したは面白いに、劉氏本の卷第二の首を存せぬ爲に其の比較の出來ぬは遺憾だ。今姑く

總數 $12016 + 12005 + 12077 = 36107$

$36107 \times \frac{5}{3} = 60180$

内府本 凡64423

内府本の新舊の数の和は凡よりち少い、故に劉氏本の新舊との比較は無意義のことだらう。

として見ると劉氏本は王の素本らしく、内府本は長孫裴によりて潤色せられたらしく其の数は表れて居る。

三

劉氏本と内府本とに廣狹の差あるは左の如き事實にても證せられる。今兩本に俱に存する豪韻を見るに同音として收めた字數の注が

内劉	豪十一	高缺	勞缺(十五字らしい)	高五	毛八	號十八
内劉	刀五	騷十	袍三	褒二	陶十九	糟八
内劉	曹十一	獠五	屍一	操二	蜚一	號二

の如く毛騷陶糟の五字では内府本が、豪袍曹獠では劉氏本が多くて一寸勝負にならぬが、解の文を見ると、

内劉	高ナシ	羔羊兒	毛ナシ	陶徒刀反瓦器
内劉	敖五	勞反遊	於刀反理物灰中令熱	驚不省語
内劉	五勞反姓也遊也	於刀反理灰中	驚不省語也	一同哭不止也

の風で、各字について見れば劉氏本の詳かなるも有り、異體を載せることは劉氏本が行届いて居るから、全量から云へば劉氏本が簡短とも云はれぬが先は劉氏本が前出と認むるは差支なからう、其は前段の末尾に云つたのとも符合する。但し前出とは同一系統の中でのでは無く、同じき祖本より各々別に岐出した其の時期が劉氏本先たうと云ふのだ。蓋し同一系統で前後すると云へば後者は前者の全部を襲つて最後の一二が附加へられて有るべきだが、この兩本ではさうまでの近似は認められない。

此くは云ふものゝ内府本を一種として取扱つてよいかの問題が實は横はつて居る。故にさきに内府本の公にせられるや王國維氏は其の卷一上平に於て五陽、六唐の兩韻のみ其の同音字の總數を示して

陽……二七 楊……洋……

唐……三十 糖……堂……

同卷の他の部分の

東……二加二 凍……

鍾……九加三 蛭……

と體裁を異にするを舉げて

今本蓋し寫書者に亂されたるにて其の朔はづめのまゝには非じ。何を以て之を言ふか、この書の平聲上にては凡そ每紐（音切を附けた文字のこと）の下の子數に皆、加、と云ふ、上の、は陸韻の字數たり下の、は王氏加ふる所の數なり。然るに平聲下及び上去入三聲の每紐の下にてはたゞ總數を記して復、原字數と加ふる所の數とを分別せぬに、惟平聲上の陽唐二韻の每紐の下にはたゞ總數を記すこと平聲下及び上去入三聲と同じくして、前の東多鍾江の四韻や後の支脂之の三韻や（原注、今平聲上に存する所は此に止まる）と同じからず、是の二韻は分明に王韻（王仁煦の韻書のこと）の平聲下より平聲上に移入したる者、もし王氏この書を舛せし時に陽唐二部が本、支脂の前に置かれしならば參差不治なるかくの如くなるべからじ

と考定せられた。私は之を讀んで、

一、内府本はなる程原字數と加ふる所の數とを分別せる部分とたゞ總數を記す部分との二種が有る。二種ある以上何れが王韻の眞の姿だらう。

二、王氏は多分多きに就いて、あらう、事も無けに陽唐兩韻を寫書者が王韻平聲下より平聲上に移入したと云はれて總數を出すものを王韻とせられたが、果して然らば今の王韻は開卷第一には自分の眞の姿で無いものを取込んで居ると見ざるを得ぬ、之は普通は考へ兼ねる事で有らう。

三、内府本の第一卷の韻目には各韻について呂氏夏侯氏楊氏李氏などの韻の立て方が註して有るが第二卷以下には之が缺けて居るほど違つて居る。内府本の寫手が王韻の第一卷と別途（韻目の順が一致するを見ると同種では有る）の四卷とを無造作に併せて寫すこととし（卷第三・四、第四・五は一紙の中に連書して有る）さて王韻の陽唐は平聲下に在つたらうが上去聲と一致させる爲に王氏の考の如く移したもので無からうか。隨て王韻の眞は平聲上に存するだらう。

四、王韻の第一卷が他と異なる證は注中に「按」とあるのが

東 二十三條 冬 三條 鍾 十九條 江 七條

支 三十八條 脂 二十八條 之（未完） 一條

に上るに、第一卷の陽唐、第二卷の豪庚などの韻では一見もせぬことをも算へられる。

と感じたが、今や劉氏本によりて陽唐兩韻が下平に有るべきも分り、且つ兩種たる事について傍證ながら今一つを加へられる。

五、韻の出し方が二様ありて、王氏刊本の新舊の形がこゝにあてはまる。

王氏刊本第三種 一先蘇前

劉氏本 一董多動反

刊謬補缺切韻について（岡井）

同 第二種 一德東

内府本 一德東
江東

この五證に心引かれる私は王韻の眞の姿は第一卷の陽唐兩韻を除いた部分のみと見たい。

四

人或は云はん「内府本が二種より成るとは尤らしい。之を劉氏本に比較して其の近似の度によりて王國維氏の見るところと子の言とを採否するを得ぬか」と。

この比較遺憾ながら的確な材料とならぬ。そもく内府本平聲上は東冬鍾江(陽唐は數へぬ)支脂及び之の初數行を存するに劉氏本は支の後半より始まりて而も脂を缺きて之となり、この支之も俱に上半を佚して居る(この以後は有る)から、此の比較は僅に支と之の初數行との下半にて行はねばならぬのでは有るが、

一、支韻の現存字劉氏本八十二の中内府本になき三

解釋の全同(寛容に見て) 二十六 劉詳かなる 十二 粗なる 十

二、之韻の現存字劉氏本四十三の中内府本になき三

解…………… 十五 劉詳…………… 四 粗…………… 八

又平聲下に於て一韻完存するものを用ひると

一、咸韻の文字 劉氏本四十七の中内府本になき二

解釋の全同 二十五 劉詳かなる 七 粗なる 四

二、銜…………… 二十八 ◆ 二

解……………	十二	劉詳……………	五	粗……………	三
三、嚴……………	六	〃			
解……………	二	劉詳……………	一	粗……………	〇
四、凡……………	九	全く内府本に有り			
解……………	二	劉詳……………	二	粗……………	〇

で、其結果は殆ど相似て居る。

平聲上	$\frac{26+15}{82+43} = \frac{41}{125} = \cdot 326$	無き文字	$\frac{3+3}{125} = \frac{6}{125} = \cdot 48$
全同	$\frac{25+12+2+2}{47+28+6+9} = \frac{41}{90} = \cdot 445$		$\frac{2+2}{90} = \frac{4}{90} = \cdot 44$
同下			

人又云はん「内府本の卷三以下に王仁昫などの文字なき故に、内府本の寫手が別途の物を併せたのかと疑ふ程に其の署名を重するならば、立派に王仁昫新撰定と有る劉氏本を王韻の素本らしく、と疑を存するは何故ぞ」と

内府本の平聲上とその他と劉氏本との三種を並觀するに最も前だてる形が内府本の平聲上たるべきは各字の下に、加、と注せるにても明かで有り、劉氏本や内府本のその他の部分やの如く新舊を分たぬ總數を出すは晚出と見ざるを得ぬ。

さて劉氏本は寫手が、加、を改めて總數を出したまで、其の他は王韻の眞とするならば劉氏本は内府本の古い部分と文字を出す次序や注文が一致すべきで有るが、僅に支之の一部分では有るがさうなつて居らぬ。特に注文では劉氏本は

内 此の下に虫の字 鼠鳥狀如鷄而鼠尾又×(此の下に鼠)出山海經

劉 此の下に鼠の字 鼠似雞

内 說文—蟾蜍也許日得此蟪—言其行—

劉 爾の下に●の字 蟾蜍

内 竹の下に麗の字 諺

劉 諺亦從又所佳反亦作□

内 圯 —橋名無水有橋曰圯

劉 圯 —橋名

内 ●之無角曰—又鳥名

劉 騏 如馬不角

内 說文 駟車

劉 駟 駟車又作×(軍に而)

の如く簡短なるを常とするから餘程手を加へたもの、隨て劉氏本を王韻の素本らしと見るさへも卷首の署名に面じて高く之を買つたものと私は内心に考へて居るので有る。さは云へ私も緣日の商賣の如き心理のみでは無い、私は王仁昫の切韻の遺文として駒、序、水、聲、潜の五條を知つて居るが、駒は劉氏本になく序水潜は全く一致し、聲は草莖也と有るべきが草とのみ(五〇三行)といふ如くで頗る王韻の面目を傳へたものらしく、支之兩韻の場合とは頗る異なるをも看過し得ないので有る。

因にいふが長孫言訥言の切韻の遺文として私は倭、埜、滿、狂、宮、謙、努力、奪の八條を知つて居るが、劉氏本合とふのは宮の一字、合はぬは倭狂埜努力の五條、滿謙の二字は今之に存せぬ、この合はぬことは私が上に王韻が長

孫の注を取入れた迄と考へたことに符合する。

以上二種の刊謬補缺切韻の三種に分ちて王國維氏の内府本に對する認識を是正し、且つ劉氏本のいかなるものなるかを明にしたので有る。

五

王仁昫の年代は從來分らなかつたが、劉氏本第六七五行に

治 理大帝諱

と有る。治は唐の高宗の諱、その高宗を大帝と云つた王は中宗の頃の人、少くとも其の切韻を新撰定したは中宗の御代と云はれよう。隨て儀鳳(高宗の年號)中に序文を書いた長孫訥言の書は先出だ、これは又上に「王の撰本に長孫が注を加へ」では無いと云つたことを支持する。

王國維氏は其の刊本切韻に於て按とあるを以て長孫訥言箋注本の證とせられたは上にも引いた。而も按と用ふるは長孫の特權では無いから劉氏本にも第七一一行の足、第一〇六二行の潔、第一一二五行の凹の字の注に案語を下して有る。然るに内府本平聲上になると按とあるもの極めて多く、東韻に二十三、冬に三、鍾に十九、江に七、支に三十八、脂に二十八、之に一すべて百十九の多きに及んで居るが、王氏刊本切韻の第二種でも東韻に十八見するからは案語を下すは當時の風氣であり、今やその少きは長孫よりも後出たるにふさはしい。

劉氏本の注を見て感ぜらるゝことは陸氏に喰つてかゝつて居ることだ。例へば

第二〇六行 韡——鞋無反語 火戈反又布波反陸無反語何□誣於今古

刊謬補缺切韻について(岡井)

の類で有る、この類すべて七見するはよりて以て陸韻をしのぶもの、好資料で有る、内府本では直に希波反と出して有るが希は又布を見誤つたので無からうか。王氏刊本第三種に無反語と注せるは陸韻を襲つたものだと確められるも其の恩恵だ。

六

劉氏本に於て最も珍重すべきは上去入三聲の韻目の下に陽、呂、夏候、李、杜の五家との異同を注して有る事だ。内府本には平聲上にのみ存して他には缺けて居たが、王國維氏は之につきて、六朝人韻書分部説、の一篇を成して

此の五家と切韻との異同を著すは必ずや陸法言の切韻の目錄の下に原注ならん

と考へ、而も内府本では平聲上のみに止まるから

此五家と陸韻との部目の異同は遂に全くは知るに由なし

と痛歎せられた所、今もなほ平聲下を缺くもの、三聲のを傳へるは有難い。

梁の沈約が四聲譜を選んで「在昔の詞人千載を累ねて寤らざりしに獨り胸衿に得て其の妙旨を窮めたり」と云つたことが餘りに有名な爲に氣早な連中は沈約が自ら四聲を定めてこの字は平聲、その字は上聲、ある字は入聲と分類したかに考へた。

其處まで狼狽へぬ連中でも從來世人に注意せられなかつた四聲の別を沈氏が發見して、恰もハシといふ發音でも橋と箸と端とは區別が有ると指摘せられて吾人が「なる程然う云はるれば異なつて居るネ」と首肯するやうに、之を明確にしたと考へた。但し私は沈約の功は四聲譜を作つたに有つて、その四聲譜は同音の四聲を聯比して彼の千字文の

天地玄黄や宇宙洪荒の句の如き形で、強記の人は之を暗誦することさへ出来たものだと言古今著聞集の隆類の例によりて立證したので有つた。又韻の字についても從來は清の顧炎武の晋宋以下に起つたといふ説が信受せられたのを、私は原本玉篇に聲類（魏の李登の作）の韻の字の解を引けるを發見して其の誤を正した。今や五家の中の呂が晋の呂靜（韻集五卷の著あり）たるべきは王國維氏も述べられた所で、呂靜の時に既に分韻が行はれて居るのだから、其の少し前の李登の時代には韻の字は著録せらるべく大きな存在を有したは信ぜられねばならぬ。又分韻が行はれる程ならば四聲の別は夙に認識せられて居つたので、沈氏が自ら四聲を定めたり、世人の不注意であつた四聲を發見するなどの餘地は決して存せず、すべて私の嘗て述べた通なのも愉快だ。

分類に關する六種の意見が知られたのだから之を考察するも極めて意義有ることだが専門になり過ぎる虞が有るから其の筆は擱くこととする。但し是非言擧げせねばならぬ事は去聲に於て、泰祭廢の三韻には無平上聲と注した事で有る。

劉氏、内府兩本では俱に上聲五十二、去聲五十七、廣韻では上聲五十五、去聲六十といふ如く韻数が違ふ、よりて上去聲を同性質のもので結び附けると無配偶者が四人（五人だが一人はこゝに關係せぬから）のこゝる。この四人を顧炎武は祭、隊、代、廢と認定した。然るに江永は四聲切韻表に於て

去聲に獨り六十有るは（廣韻によりて立論）云々祭泰夫廢には平上なければ四部多きなり云々。顧寧人の古音表には隊代に皆平上なし云云、蓋し顧氏の學甚だ疎なるが故に此に至りて茫然として亂絲の如し

と之に反對したので有る。今劉氏本で夫韻の處が丁度損して居るから、其處に無平上聲と有つたものならば江氏の考

定は眞に入神の致あるものと敬服せざるを得ず、坐ろに顧氏の此の本を手にしぬ不幸を傷まねばならぬで無いか。

七

劉氏本に校勘記の專冊を附せられたは國立中央研究所の出版物だけ有ると敬服するが、劉氏の物故せられた今日は無理の註文かも知れないが、私は原本の様子が記述してほしい。劉氏本は多きは三十七行少きは十五行を一頁として居るほど不揃で有る。第三十一頁の末や第四頁の始に自行の有るのは前と直には相接せぬの意か原本が自行になつて居るのか。直に相接せぬ事を云へば第一頁と第二頁との間には脂類全部さへ脱して居るに自行を存せぬ。原本が自行になつて居ると見れば第四頁の虞韻は王氏刊本切韻より推すにこの前數行あるべきで空白たる筈が無い。又第三頁は前に佚字なく後に數行を脱したりと見ても、その數行と虞韻の初の數行（即ち第四頁、これの後には缺行は無い）とを第三・四頁にふり分ければ五六行に止まりて二十數行の頁でなくてはならぬから三十七行（三十行以上が二十頁）のとは餘り短い。長短不揃の紙を繋ぎ合はせたのがバラ／＼になつたのだらうか。

其の校勘も餘り器械的だ、第三三六行の矧の注に善美とあるは説文の一日善笑貌を引いて誤つたものに其さへ觸れて居らぬは齒痛い。イヤ之は求全に過ぎた。善本を貽られたことを感謝して筆を擱かう。

再び刊繆補缺切韻につきて

岡 井 慎 吾

一

私は昨年十月巴里本刊繆補缺切韻（前稿には劉氏本と稱したが、支那の雜誌には巴黎本と云つたのが有る。此の方が内府と相並んで其の所在を示すので適切ながら之に従ふ、但し黎を里に改めて）を入手して、其内容の極めて貴重なのに驚いて、取敢へず「刊繆補缺切韻について」の一篇を舁して、巴里本内府本兩種の大要を紹介し、且つ一二の私見をも陳べたが、本誌本年の一月號に採録せられた。

ついで支那の國立北京大學の國學季刊第四卷民國二十三年第三號に

讀故宮本王仁煦刊繆補缺切韻書後

厲鼎×（火に奎）

敦煌本王仁煦刊繆補缺切韻跋

蔣經邦

の二篇あるを知り、又之によりて國立中央大學の文藝叢刊第一卷同二十二年第一期に

書王仁煦切韻兩本後

方 竑

あるを知りて各之を購讀した。海西にも同調の友あるを悦んで其の所説を玩味すると、誠に敬服すべき意見の多き陰には私として如何にぞやと打傾かるゝ部分も無きにしもあらずだ。又此等の意見を聽いて見ると私の考も若干修正しなくなつたから、其等の點を述べて再び大方の正を請ふ。

二

方氏の書後は主として兩本韻部の次第の優劣を論ぜられたものだが、

以廣韻爲權輿、參校其(内府巴里の兩本)異同、及諸家(呂靜、夏侯詠、李季節、杜臺卿、陽休之)分合精粗之故、

の副産物として兩本の關係にも言及せられて

要之内府本在前巴里本在後。後者韻目次序視前者多異而較爲精審云々。内府本韻目所用字多與廣韻異、而巴里本則大抵與之(廣韻)相同

と結んで有る。即ち精密なものは後に出た筈だといふのと韻目に用ひた文字が後の廣韻と同じが多いといふのとの二の理由から。

方氏は此の切韻にも興味を有たるゝ程の人だから、何れは王氏刊の切韻三種についても注意せられたらうと思ふ。王氏刊の切韻第二には平聲上の二十六韻、同第三には平聲下の二十八韻、上聲五十一韻、入聲三十二韻の韻目が出て居る。此等の韻目に用ひられた文字は巴里本と内府本との何れに近いかと云ふに

王	哈	蟹	海	隱	巧	敢	靜	廻	迄	麥
巴	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
内	臺	解	待	謹	絞	淡	請	著	訖	隔

廣 哈 蟹 海 隱 巧 敢 靜 迴 迄 麥

なほ七韻あるが普通の字體で無いから出さぬ。但し 王巴廣 の一致するは同然

で有る。この故に巴里本の用字が廣韻と同じいは方氏の指摘せられた通だが、何ぞ知らむ其は又今日知られて居る切韻中の古いものとせられる王氏刊の第二若くは第三とも同じい。して見れば此の韻目の文字は古くから弘く用ひられた爲に王氏刊本にも巴里本にも廣韻にも出されたとすべく、決して晩出の物では無いので有る。蓋し王氏刊の切韻第三の上聲は五十一韻で終つて居るが、其は巴里本内府本などに有る 广韻 が無い爲で有る。而も此の 广韻 については巴里本に

五十二广 陸(法言)無此韻目

と註して居るのを見ると、切韻第三に用ひた韻目の其の他の文字も亦頗る古いらしきに、此の顯著な事實に一瞥を與へずして、廣韻と同じい一點から晩出と斷ぜられたは精審を缺くものと云はざるを得ぬ。

三

厲氏の書後は内府本が前七葉と後三十一葉とに分れて有るに據りて、後半非王仁照切韻として三證を擧げて居られる。

第一證の前半では明の項元汴の題跋を引いて

是項氏固以_{オウ}此書乃吳仙(仙人の吳彩鸞)所寫唐韻、而非王氏切韻

と云ひ、後半では

再び刊繆補缺切韻につきて(岡井)

今本三十八葉、其前(即ち七葉を指す)當出之後人牽扯王氏切韻、以與彩鸞唐韻相合。

と考へて、黃山谷が張特義の藏した彩鸞小楷書切韻の題記に於て、此本二十九葉彩鸞書、其八葉後人所補と云つた類例をも出して有る。

蓋し明代韻學の疎なる、陸法言の切韻、孫愐の唐韻、宋の重修廣韻について明確なる知識を有せず、動もすれば重修廣韻を以て沈約分韻の元本の如くに考へたは洪武正韻の宋濂の序にも明かである。萬曆中の項氏は收藏の富こそ大で有つたが、識見に於て之より蟬蛻する程の人でも無いから其の題跋を此う證左に取る價値は無からう。枯木も山の賑ひといふ諺も有るが、此の前半の引證は問題にするに足らぬ。

書後後半の前七葉は後人が王氏切韻(王仁煦の切韻で、王氏刊の切韻では無い)を牽扯したものと見られたは、私が前稿に於て「王韻の其の姿は第一卷の、陽唐兩韻を除いた部分と見たい」と述べたのと一致する。厲氏のこの書後は十二年十一月に舛せられたと記されて有るが巴里本を見られての後なりや否や。熒煌掇瑣の上輯は民國十四年に版行されたから、厲氏にして掇瑣の編者劉半農氏に縁故ある人ならば既に之を見られるべきだが、第二證の處に

方君謂巴黎所藏敦煌唐寫本王仁煦切韻半聲闕、上聲以下韻目有記注同異之語。是此書前數葉與敦煌本原爲一書。

と云はれて、巴里本では毎紙の總數を記し、内府本では×加×と出して居る相違に氣附かれぬらしきを見ると、多分巴里本を知られぬのだらう。隨て此く見られるも是非ない。さて私は巴里本を見てから舛した前稿に於て、前年に思ひ込んだ「王韻の眞は内府本の平聲上に存するだらう」の考を棄てなかつたは返す／＼も愚で有つた。今單に

朝議郎行衢州信安尉王仁煦字德溫新撰定

と著した巴里本を得たのだから、更に

前德州司戸參軍長孫訥言注

承奉郎行江夏縣主簿裴務齊正字

とも著した内府本よりも王仁照の眞とすべきは理の當然で有る。然らば前者即ち巴里本の每紐に總數のみを出す體裁に合はぬものは之を斥けねばならぬ譯で、内府本の前七葉を眞の姿とする事は許されぬ。私は前に×加×と出す者が總數を出すのよりも古いといふ點に因へられて内府本を王仁照の眞と見たので有つたが、再考の上こゝに自分の愚さを懺悔しつゝ、前説の取消をお願する。

然らば前に抱いた「内府本は王仁照の眞の姿でない物から始まるの不合理」はどう處理すべきか。是には私も困惑の外はない。抑々兩本の俱に存する僅かの部分の中で

巴里本	7	22	7	4	3	3	11	21
内府本	5+2	12+13	5+2	2+2	3+1	1+2	9	14+7
	12	13	5	2	3	1	9	14

の八字が得られて、斯危の二字では内府本が多くその他では同數(思の一字だけ番狂はせ)なるは巴里本を本にして内府本が出来たかにも見えるが、又左の例の如く



文字を出す順序からも此の想定を許さないものが存する。蓋しいかに多く長孫の注を取入れ裴の正字を採用しても文字の順序には何の影響も及ぼす可からずだから其の順序が違へば本を同じうするとは考へられぬ。殊に内府本で鵠を鵠に訛つてあるのは正字を採用した如き甲斐も無い即ち反對の結果となつて居る。

此くも異なる二種が何故に俱に刊繆補缺切韻の名を有つかは私には闕疑の外は無い。蔣氏は或曰裴氏有二書の説を引いて(無論否定して居られる)

一爲裴氏切韻、有序。一爲裴氏正字切韻、即故宮本刊抄補缺切韻也

と云はれたが、私の狹隘な頭腦にはかゝる想像の翼の翺翔するを容さぬ。

四

厲氏の第二證は平聲の首には 切韻平聲一 と標し、上去入聲には×聲卷第×と標した不一致を指摘して、上去入聲の部分が別種なるを、又卷尾に 切韻一部 と題せる切の字が七に従はずして士に従ふのによりて、この四字は牽合した者の妄増なるを論定し、且つ平聲五十四韻、上聲五十二韻、去聲五十七韻、入聲三十二韻は下永譽の書畫彙考に録して居る項氏所藏の孫愔が開元間に撰んだ唐韻の部目韻數と全く同じいから、後三十一葉は唐韻系の物だと述べて有る。私は未だ書畫彙考を手にするの機會を得ぬが、王國維氏の唐時韻書部次先後表に「孫一一孫者唐韻、一爲一下氏書畫錄所載」として出したのによりて云へば其の韻次は巴里本の現存せるものと全く同じい。抑々唐韻系統の物といふ語の中には自ら切韻よりも晚出の物とする考を含み易いが、其の韻次が巴里本と同じき以上決して晚出とは考ふべきで無い。勿論各字の數で云へば内府本第二卷の初の豪韻で

巴 胡刀反—狹亦作×(高に豕)通俗作×十一
 豪 呼高反蓬—五 莫袍反腐毫八 吐高反貧十八
 內 胡刀反—俠十 高 呼高反蓬也五 毛 莫袍反九 鑿 土高反貧也廿一

の如く内府本は巴里本よりも晚出らしい。けれども從考に項氏藏の唐韻の一部でも出して居り、其に比較して内府本の新しいことを立證するのならば兎に角、單に其の韻次によりてのみ厲氏が唐韻系に押下けようとせられるのならば其は武斷に過ぎよう。

五

厲氏の第三證は注語の體裁の異なるを指摘して有る。此は私も前稿で述べたものだ。さて氏は進んで

就此書上去入三聲部次觀之、則陽唐固應緊接東冬鍾江之後。然今本注語參差顯有移接之迹。蓋即出案合王氏切韻與項氏所藏唐韻爲一者之手。王氏切韻原書初不如是、觀於巴黎敦煌本(慎吾云ふ上のは王國維刊本、下のは本稿で云ふ巴里本らしい)上去入三聲合於陽唐二韻者即養蕩、漾石、藥鐸仍居於後、而不緊接合於東冬鍾江之後者、與今廣韻相似從可知矣と云はれたが、果してさうだらうか。内府本の韻次は前後に類の無い者では有るが、私は切韻唐韻にわたりて第一類(百九十三韻)第二類(百九十五韻)第三類(去入九十三韻)第二類では八十九韻(四百三韻)第五類(二百四韻)第六類(二百六韻)の如く區々になつて居るを知る故に、内府本も強ひて既に知られた者に牽合する必要は無いと思ふの有る。隨て内府本の上去入三聲の部次の如く平聲も序でられた一種の切韻も存在したこと、信じ、其の切韻は平聲の首に於て陽唐兩韻の前と後とを缺いて居た處、同種の切韻では有るが一音紐の字數を×加×と出す異類の物を以て補つたのが今の内府本だと見たいので有る。

此の見方は王國維氏の

再び刊繆補缺切韻につきて(岡井)

此二韻(陽唐)分明由王韻(内府本)平聲下移入平聲上者

とは正反對になる。何故其をしも敢て想像するか。王氏の如く見る時には此二韻を平聲下より平聲上に移入すると同時に上聲も去聲も或は入聲も同様の移入が行はれ、又内府本の部次が他の切韻と異なる各々の個所にも同様の移動が行はれてこそ今の内府本の如き形となりて傳はるべきで、其は切韻一部に亙りての甚だしき切換と云はねばならぬ。然るに私見によれば「同種の切韻で一音紐の字數を×加×と出す物」より東冬鍾江の四韻を、次に陽唐兩韻を措きて後支脂韻以下を取り來れるに止まりて何等の全體に對する切換を要しない譯で有るから僭越ながら此の見方が實際に近しいものと信じ、隨て又厲氏の王氏切韻原書初不如是の言に對しては内府本の基礎となつた切韻(其は勿論王氏のには無いらしいが、韻次は全く同じかつた)の原書は初より今の韻次で有つたので決して陽唐兩韻を簞入したのでは無いと云ひたい。

但し此の見方にも下の反對が伴ふ。巴里本の上去入聲の韻目の養や漾や藥の下に註が有るを見ると平聲の陽の下にも何か註が有るべきなのに、内府本の陽の下に一字をも下さぬは内府本の平聲下(即ち註の無い本)より移した證左ならずやとて、四江以前を他の切韻より其のまゝ取り來れりとの私見を難するもので有る。按ずるに巴里本の

養 夏侯在平聲陽唐入聲藥鐸別、上聲一蕩爲疑、呂與蕩同、今別

漾 夏侯在平聲陽唐入聲一並別、去聲一宕爲疑、呂與宕同、今(以下ナシ)

藥 呂杜與鐸同、夏侯別、今依夏侯

より推せば、陽の下にも呂杜與唐同、夏侯別、今別の註が有つたらうから、内府本に之を缺くは全く註を下さぬ體

裁で有る卷二より移したものと見るは一應尤なことで有る。さりながら此の註は必ずしも畫一になつて居らぬのは

宋 陽與_二用絳_一同、夏侯別 用絳

沃 陽與_レ燭同、夏侯別 燭 覺 以上巴里本

冬 陽與_二鍾江_一同、呂夏侯別 鍾 江 内府本

より推せば上聲の腫講に於ても陽氏は必ず同としたらうに巴里本に一字を下さぬ例によりて炳乎として居るで無からうか。又

脂 呂夏與_二微(之か)韻_一大亂雜 之

旨 夏侯與_レ止爲_レ疑、呂別 止

至 夏侯與_レ志同 志

では同じ關係で有るべき三の場合に於て呂氏の態度は一貫せぬのだから、今日の整つた考を以て律せられぬので、陽唐の註の有無も有力な反對材料にはなるまい。

六

蔣氏の跋は十二頁に互る長篇で、前二者よりも翔實だが氏は第一條に於て

其(巴里本)韻目次第與_二切三_一(王氏刊本切韻第三のこと、切二とあるも同様の用法)悉同

と云はれたれど、上聲に於て切三は五十一韻、巴里本は五十二韻(即ち廣韻を増て有る)であるから悉同では無い。又

竹_二條_一に於て

再び刊繆補缺切韻につきて(岡井)

巴里本韻次爲「法言之舊」殆無可疑

と云はれたが、巴里本は上聲に廣韻を立てたのの外に去聲にも嚴韻を立て、此の兩韻にはわざ／＼韻目の條で

陸 無此韻目、失

と註して有るでは無いか。蔣氏の言は韻次のみが舊のまゝで韻目は必ずしも然らずと云ふのか。

又巴里本中に陸書を釐訂する語が多いとて九條を挙げられた。是は私の前稿でも指摘した所で、私が例に出した釋の外に七兄と云つたは蔣氏よりも一條多い（蔣氏は目錄をも引かれたが私は之を數へなかつた）。即ち蔣氏は、（蒸の連火を豆にした字四八二行に在り）を見落されて居る。

又第三條で

汗簡卷上引「裴務齊切韻序」左回右轉之說

倭人引「中國書經」每多刪節書名汗簡引「裴務齊正字切韻」而曰「裴務齊切韻」蓋亦此類也

とくり返された。私の知る所では汗簡には裴務齊を引用せず、鄭珍の補正した引用書目にも載せて居らぬ。たゞ佩觿には

考字左回老字右轉謹案云々裴務齊切韻序云回右轉非也

と引いて有る。鑑し蔣氏にして同じく郭忠恕の著だから佩觿を汗簡と誤られたとしても、裴務齊の正字切韻の論據は薄弱だらう。佩觿倭名鈔ともに裴務齊切韻と云ひ、廣韻卷首に裴務齊増加字とあるの外には舊來の文獻には正字切韻の呼び方は見えぬ筈だ（裴務齊正字とは内府本によりて始めて知られたものが、正字切韻と定名するは專斷だ）。又

倭名類聚鈔卷七引「裴務齊切韻」曰鵠呼骨反亦作骨斑鳩鷹屬也、
鵠思尹反亦作隼鷲鳥也一名祝鳩

と引いて有るが、倭名鈔は道圓本でも箋注本でも

鵠 音骨和名八夜布佐(箋注本は和名の二字無く八を波に作る)鷹屬也

隼 音筭訓同上(箋注本は訓を和名に作る)鷲鳥也大名祝鳩

に作つて此とは頗る違ふ。箋注に大名を下總本に一名に作るとは有るが、其の他は何に據られたのだらう。

第四條に於てと書き出すといかにもアラ探しの如きが、蔣氏は

巴里本微韻與「切二微韻」完全契合

切二之微韻與「巴里本」同一之抄本也

とも云はれたが、果して然るか。私の知る所では

巴里本三十三行の首に X(エに圍に又を重ねた字)X(衣の中に牙を入れた字)とあるに切二には之を收めぬ。但し切二轉の同音字

十三と註しながら十二字を出すに止まれば此の一字を脱したのかも知れぬ。

同三十七行の足に 沂魚衣反 とあるに、切二に魚機反水名 の解が有る。魚機反は切三にも見えるから由ある音なるべきが、魚衣

切も亦廣韻に承け繼がれて居るから筆誤とも云はれぬ。

の二ヶ所が違ひ、殊に後者は前者の如き酌量の餘地も無いのだから之を完全契合と片附けるのは輕卒だらう。

又左の如くも云はれた

切韻第三種「王靜安考定爲「長孫箋注之節本」童作寅先生疑之。方君斷定「切三之年代當在「切二之前」此說甚允

切三が切二よりも前出とは私の夙に論定した所(大正十三年十二月)だが、方君の説と前後如何やら。

再び刊繆補缺切韻につきて(岡井)

七

蔣氏は方國瑜氏の故宮本刊繆補缺切韻跋（これを私百方物色中だが未だ入手せぬ）に王仁煦の作書は貞觀年間に在りと考定したのを是認し、猶この證據固めとし避諱の字を利用せられた。

巴里本が治の字に大帝諱と出して居るは私の前稿で指摘した所で、私は近時行はるゝ今上不闕筆の説に従つて治を諱むからには其の次の中宗の代に巴里本は成つたかのと云つて置いた。但し再び考ふるに今の場合は闕筆をせず大帝諱と註したのみだから、不闕筆の説は適用せられぬかも知れぬ。

蔣氏が治の字は勿論、淵世民の三字についても注意せられたは其の周到なるに敬服する。淵世民の三字は各々闕筆して有る上に世と治との字について兩本で

内府本 舒制反又廿二十に非ず、世の闕畫今國也

世 巴里本 舒制反三十年太宗諱

治 内府本 理

巴里本 理大帝諱

の相違が有る。蔣氏は之に本づきて

若依巴里本治字避諱而言則仁煦作書當在高宗之世故稱高宗爲大帝

内府本治字不諱而世字下云「今國也」則仁煦作書似又當在太宗之世

以理揆之仁煦書作在太宗之世較爲可信

と考へて四證を挙げられた。私は四證に入る前に此の考定を検討しよう。内府本は治に帝諱たるを云はず、又世に今

國也と云ひ、巴里本は治を帝諱とし、世を太宗諱とした此の事實はいかにも内府本が巴里本より前出たるを示して居る。然らば私が前に巴里本を前出としたのは誤つたらうか、この事實によりて全く覆されるだらうか。私は先づ内府本と云ふものの世も治も後の三十一葉中に存することを指摘したい。この後三十一葉は天寶年間に成りし唐韻系とまで考へられる程だから、其の中に假令古い部分を存しても其は底本のまゝを襲つたに過ぎぬから、之によりて其の成立の時代を跡づける價值は無いとせねばならぬ。此く内府本より得べきものを古しと認めぬ以上、巴里本の理大帝諱の四字だけが屈竟の材料として残るから、私の前に述べた如く次代の中宗にかけるか、又は上に述べた如く高宗の代にかけるの外は無い。

蔣氏が王仁照の書が太宗の世に作られたとせられる四證の

第一は内府本は長孫の序を引いて居るから、其の序に署して有る高宗の儀鳳年より後の書寫だらうに、高宗の諱を避けぬは避諱の字は王の舊によりて改めないのだ。

第二に巴里本で治の下に大帝諱と加へ、世字の今國也を改めて太宗諱としたは高宗の世に寫されたから鈔書者が改めたのだ。

と有る。成程内府本と巴里本は鈔手を異にしたらう。但し内府本では改めないのだ、巴里本では改めたのだと傍で觀て居た様に斷言出来るものだらうか。此は現れた事實とは逆に巴里本を前出としたい爲に案出せられた苦しい説明に過ぎぬ。

内府本乃後人修改之書、已非王氏之跡

とは蔣氏が既に明言して居られる所、内府本の一切の葛藤は無意識に底本に依つたと看做されたら、かゝる苦しい説

再び刊繆補缺切韻につきて(岡井)

明は要すまい。

第三は仁煦の序に「書字少復闕字義可爲刊繆補缺切韻」とあるから、王はまだ長孫の箋注本など見て居ないのだ。王國維氏が「仁煦用長孫氏裴氏二氏注陸法言切韻重修者」と云つたは先後を顛倒した。

と有る。蓋し長孫の序には儀鳳二年とあるから高宗の末で、若し私の前に考へた王仁煦の書が中宗の代に成つたといふのを用ひると亦衝突することゝなる。私は勿論其の先後如何を争はうとは云はぬが、蔣氏の兄は一書成る毎に天下に風行する今を以て古に推した言だと思ふ。王が字少と闕義とに苦しんで一書を成さんとする中に長孫の箋注を得て之によりて補修したとは想像し得ることゝで、王國維氏も正にさう考へたのだらう。

第四は韻目に五家の異同を註せるについて、此註不存於切韻殘卷（即ち王氏刊本）而存於王氏之書（即ち王仁煦の切韻）者蓋較早修訂陸韻（即ち陸法言の切韻）之書多照抄其註迨年代稍遠更革日多不復註此耳

と云はれたが、王氏刊本が王仁煦のよりも同じき程度か寧ろ古い内容たる事は十目の視る所だから、之を年代稍遠と片附けるは無理だらう。畢竟は書を成す人の用意如何に有るのだ。

八

蔣氏は次に巴里本爲「王氏原書」として

韻次が王氏刊本切韻に同じ

刊繆と名づくる程だから釐訂陸書之語が多い

上去入の卷首に出した字數の註に見ゆる如く統計の嚴密なるは其の序文に新加朱書兼原本闕訓亦用朱寫といつたのに吻合するの三證を挙げられた。私は前稿に於て毎紐の字數の比較と解釋の繁簡とによりて巴里本が前出たるを認めた上に本稿

に於て巴里本を王仁煦のの眞と云ひ直したのだから此の結論には異存が無い。但その着眼の點を異にするに興味を感じる。氏は更に筆を進めて内府本の卷首に

右四聲五卷大韻總有二百九十五二千一百廿韻清 小韻三千六百七十一一千五百五十一韻濁 已上都加二百六十五韻 凡六萬四千四百廿三言
舊二萬二千七百廿三言
新加二萬八千九百言

とあるのにつきて

巴里本上聲總數爲一萬二千一十六字、去聲總數爲一萬二千一十四字、入聲總數爲一萬二千七十七字、三聲合計共三萬六千一百零七字(此等の數は巴里本に出て居る)。設平聲二卷每卷字數與上去入相埒則全書應有六萬餘字、正與故宮本即ち内府本の總數相近。但今之故宮本非但韻字較敦煌本增多、注訓亦復較詳。理應故宮本所有字數當遠在巴里本之上、必不止六萬餘字也。竊疑「右四聲五卷……凡六萬四千四百廿三言」疑蓋是王書原文

と云はれたが、上に考へた如く今の内府本は二種の接ぎ合せられた物で卷首の記述などは初七葉の中より陽唐兩韻を除いた部分にのみ當て籤るべしとするならば、今の内府本の實數は凡六萬四千云々よりも多いからとて、之をわざわざ巴里本に移して考へるなど無用の苦勞と云ふべきだ。因にいふが此の大韻とは後の二百六韻に當り、小韻とは各韻中の音紐を有つ字だと考へる。韻鏡は大體に於て廣韻の音紐を有つ文字を圖面に出して居るが、私の計算では三千八百九十字を収めるのだから、其より二百餘を減じたものが切韻の其の文字と見るは不當で無からう。此の考にして許さるれば大韻は所謂韻部の數で無くてならぬ。然るに韻部は巴里本で

平聲下廿八韻 上聲五十二韻 去聲五十七韻

入聲□□二韻(□□は必ずや三十の二字)

再び刊繆補缺切韻につきて(岡井)

だとは明に書中に載せられて居り、平聲上は蔣氏が「完全契合」の部分ありと許された王氏刊本切韻二に 廿六韻と有る。この總計は正しく百九十五。この本も韻部は勿論巴里本と同じかつたらう。都加二百六十五韻は恐らくは小韻として新にこの數を加へたの意ならん。王氏刊本切韻第三の五支の尾に闕あるを同第二に收めぬ（第二の第五葉表三行に闕字あるから、其處に書き落したのを韻末に出したとも思はれるが音切が違ふから本文の如くに考へる）如くに文字のみならず音切にも増廣あるは韻書の常だから。

九

蔣氏は更に内府本に言及して

書首に「前德州司戸參軍長孫訥言箋注」、「承奉郎行江夏縣主簿裴齊正字」二款當與此書有レ關

とて其の關係を

巴里本には「案」と註したり説文を引いたりせぬのに内府本には其が多い。然るに長孫訥言の序に稱「案者皆非舊說」とも有るから、此等は仁煦の書を重修せる者が長孫の箋注を採用したから

裴氏は文字に精しく、其の著せる切韻は文字の形體に於て發明する所多かつたから、仁煦の書を修訂せる者が裴氏の書を採用したから

と推定せられ、更にさりとて今の本が裴氏の書では無いとて

裴氏について有名な考字左回老字右轉の文を載せた序が無い

倭名類聚抄に存する遺文が内府本と合はぬ

と指摘せられた。そも／＼内府本について私は前後二種と見て居るが、蔣氏はこの問題に觸れられぬから誠に言を爲

し難い。尤も氏も

此書(内府本)毎卷訓解詳略既異、即全書體例亦多乖舛、下平與上聲二卷大體相近自成一類、上平與去入三卷又爲一類、前後錯落幾如二書

と云はれたが、其は私の二種の論とは餘りに懸隔が有る。さて内府本に案とか案説文とか引いたものは一東韻の百二十五字に於てすべて十九字で一〇〇に當るが、いはゆる後三十一葉になると

豪庚耕の三韻

按も説文も一見せず

董腫講養の四韻

同上

凍宋種絳様の五韻

説文を引く六回

屋沃燭覺の四韻

同 四回

の如く寥々たるものだから、一概に内府本に「案」が多いとも斷言出来ぬ。

裴氏の書を採用して居るが裴氏の書その物で無いと云はれたのは、私が上に裴氏の正字を依用したのとは反對の結果となつて居ると云つたのと相通する。

次に内府本の韻次について

配合多得其理決非淺陋之徒所可創作、竊疑此必襲取裴氏書也

と云つて渴仰して居られる。其の歌佳麻と序でられたについては我が國で蝸蚌釵姪(カウガイナギ)(何れも佳韻の字)など、イを棄てて讀むのに關係が有らうかと考へた事も有つたが、等ngを謹阜(トモニ)の間に、寢mを拯ng有(無尾韻)の間に廁へたなどは 徴之古音揆之音理無不相合者とまでに推稱すべき否や猝に定め難からう。

再び刊繆補缺切韻につきて(岡井)

本題にて述ぶべき事は以上で終つたが、餘事ながら附け加へたい事がある。

國立中央大學の文藝叢刊に評傳斯年君東北史綱卷首の一篇も有る。傳氏の東北史綱首卷に隋以前の東北を叙したのに遺漏が多かつたり、不明な文理不通句讀の引用が有つたりするを指摘した揚句に

日人之研究東北史則遠在二十餘年前。時當日俄戰役結局、白鳥庫吉氏已提倡對於東北朝鮮作學術上根本的研究、以爲侵略東北及統治朝鮮之助。(この批點も原文のまゝ)、嗣得南滿洲鐵道公司總裁後藤氏之贊助、光緒三十四年一月於公司中設立歷史調查室、專以研究東北朝鮮史爲務云々

とて滿洲歷史地理、朝鮮歷史地理、滿洲地理歷史研究報告などに言及し、皆日人東北史之名著也と推稱した後に

傳君此書之體裁略與「滿洲歷史地理」同、然白鳥等之書出版在二十年前、雖亦間有缺誤、而其可供吾人指斥者實遠不如「東北史綱」之多。此則吾人所認爲史學界之不幸者也。吾民族今已與日人立於永久鬭爭之地位、欲鬭爭之成功、必求全民族活動之任。何方面皆能與日人之相當方面相抗衡。往者已矣來者可追、竊願後之治東北史者慎重立言、民族前途學術榮譽兩利賴之矣。(圈も點も原のまゝ)

と結論して有る。私は此の文を書いた人の學界の位地如何を知らぬ、或は中央大學の學生が助手ぐらゐるで大して問題にするに足らぬのだらうか。抗日とか排日とかはミツシヨンスクール邊の學生が誰かに踊らされて居るのが誇張して傳へられる位に考へて居る私には此の一節は心外でたまらぬ。政治的には一時の葛藤も有らうが其は行雲流水の隨時の状態。精神的には俱に東方文化の顯揚に勉めるべく相切磋し相琢磨しようといふが我々學徒の念願だらう。然るに鮮滿の地理歴史を研究すれば侵略之助だと邪推し、相切磋し相琢磨しよう云へばよいのに立於永久鬭爭之地位と

怒號する。言行君子之樞機也、此ういふ矯激な言辭を弄するのは青年血氣にはやり易い學生に有り勝にしても、大學の名で出す叢刊には編輯主任も有らうにと思はれる。此の筆法で云へば私など刊繆補缺切韻について云々するのも嘸呪はれる事だらうと空畏しい。此の空氣は吾が國の何れの方面の人にも注意して貰ひたい事だと信ずるから盡言するので有る。

丙子四月八日

本誌一月號 拙稿の訂正 (主なるもののみ)

四〇頁	初行	韻同	ハ	韻目	ノ誤
同	七	王能撰本	ハ	王の撰本	同
四八	四	●の字	ハ	颺の字	同
同	九	●之無角者	ハ	颺之無角者	同
同	十三	常とするからノ下ニ		内府本は	
同	同	手を加へたものノ下ニ		又僅に一條なりとも内府本よりも詳密なるが有る以上王韻の素本で無い (素本は兩種に共通せらるべきもの) 道理だからヲ補フ	

再び刊繆補缺切韻につきて (岡井)

七五三